

産業構造審議会知的財産分科会
第18回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 令和3年2月4日（木）10:26～11:06
2. 場 所： 特許庁庁舎9階庁議室+Web会議室
3. 出席委員： 井上委員長、青木委員、蘆立委員、伊東委員、相良委員、櫻井委員、
清水委員、高倉委員、南委員
4. 議 題： 開会
弁理士制度小委員会報告書（案）について
閉会

1. 開 会

○池谷事務局長 皆様、おはようございます。定刻には少し早いですけれども、委員の皆様お揃いになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第18回弁理士制度小委員会を開催いたします。

本日は、大変御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。事務局長の池谷です。本日も委員の皆様から積極的に御意見を賜りたいと考えております。

事務局からの説明につきましては、岡本より行わせていただきます。では、岡本企画調整官、よろしく申し上げます。

○岡本企画調整官 事務局説明者の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

緊急事態宣言下ということもあり、本日は、井上委員長以外の委員の方につきましては全員オンラインでの御参加となっております。委員の皆様方から御発言いただく際は、御発言希望の旨を Skype のチャット欄に御記入いただきまして、委員長から発言を促された後に御発言をいただければと思います。御発言の際には、マイクのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクのアイコンをオフにさせていただきよう願いたします。音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

本日は、青木委員、蘆立委員、伊東委員、相良委員、櫻井委員、清水委員、高倉委員、南委員に御出席いただいております。山田委員は、所用のため御欠席です。また、オブザーバーといたしまして、前回に引き続き須藤日本弁理士会副会長に御参加いただいております。

本日は、議決権を有する7名の委員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

それでは、以降の議事進行を井上委員長にお願いしたいと存じます。井上委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○岡本企画調整官 それでは、配布資料を確認させていただきます。

本日の配布資料は、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1、資料2でございます。

なお、事務局からの説明は、配布資料を投影用にレイアウトを整えたスライドを用いて

行わせていただきます。

続きまして、議事の公開についてですが、第15回弁理士制度小委員会にて委員の皆様にご了承いただきましたように、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当面の間、一般の傍聴は取りやめとさせていただいております。

また、これまでと同様、配布資料、議事要旨、議事録は特許庁ホームページにおいて公開させていただきます。

議事録につきましては、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

事務局からの配布資料などに関する説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

2. 弁理士制度小委員会報告書（案）について

○井上委員長 それでは、議題2の「弁理士制度小委員会報告書（案）について」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、ありがとうございます。

それでは、事務局より、まず資料1「弁理士制度小委員会報告書（案）に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」について御説明させていただきます。

前回の小委員会において委員の皆様方から頂戴した御意見を反映した報告書（案）を井上委員長に御確認いただいた上で、令和2年12月23日から令和3年1月21日までの間、意見募集を行いました。意見募集の結果、団体から5件、個人から4件、匿名で2件の合計11件の意見提出がございました。

資料1は、報告書（案）の項目に対応する形で御意見を整理するとともに、各御意見に対する考え方案を示したものとなっております。報告書（案）の複数の項目に対する御意見もございましたので、整理後の御意見の数は、左に番号を振らせていただきましたが、全部で47となっております。今回はオンラインでの開催ということもあり、委員の皆様には事前に配布資料の内容を御確認いただいておりますので、資料1の内容につきましては4つのポイントに絞って紹介させていただきます。

1つ目のポイントは、報告書（案）の表記に関するものです。番号1から9、13、14にご

ございますように、報告書（案）の表記に対して複数の御意見を頂戴しております。

番号6の御意見につきましては、元号と西暦を報告書の全ての箇所に併記すると冗長となることから、原案のとおりとさせていただきますが、それ以外の御意見につきましては、御意見に沿った形で報告書（案）の修正を行わせていただきました。

2つ目のポイントは、今後の議題に関するものです。番号40の御意見でございますように、中小企業が相談しやすい料金体系についても検討を行うべきであるとの御意見を頂戴しております。また、番号44の御意見でございますように、弁理士倫理についても検討を行うべきであるとの御意見も頂戴しております。

これらにつきましては、今後、弁理士制度の見直しを行う際に、議題に含めるかどうか検討させていただければと考えております。

次に、3つ目のポイントといたしまして、報告書（案）における農林水産知財業務を弁理士の業務として規定することに対する御意見を2つ紹介させていただきます。

番号で申し上げますと24番となりますが、1つ目の御意見として、農水知財の出願代理をする士業として最も適しているのは弁理士であるのは明らかであるとの御意見をいただいております。御意見の追記部分に、弁理士法第4条第1項の改正により、弁理士業務の中に農水知財の出願代理業務を追加すべきであるといった趣旨の記載が含まれていることなどを踏まえますと、報告書（案）でいうところの国内出願支援業務を弁理士の専権業務にすべきとの御意見であると理解することができます。

この御意見に対しましては、現在の品種登録出願や地理的表示出願の動向、ユーザーからの意見、及び弁理士は行政書士登録が可能であるといった状況を踏まえた上で、現時点では国内出願支援業務を弁理士法に規定する顕在的なユーザーニーズは認められないと本小委員会において結論付けられたため、原案のとおりとさせていただきます。

なお、どのような知的財産を用いて農林水産品の保護を図ればよいかといった相談に関する業務につきましては、弁理士に依頼するユーザーニーズが認められるとの本小委員会の結論に基づき、弁理士の業務として弁理士法に規定する方向で対応を進めておるところでございます。

続いて、番号で申し上げますと29番となりますが、2つ目の御意見も1つ目の御意見と近い内容のものとなっており、国内出願支援業務も弁理士法に規定してほしいとの御意見をいただいております。

こちらの御意見に対しましても、1つ目の御意見に対する考え方と同様の考え方に基づ

き、原案のとおりとさせていただきます。

次に、最後となりますが、4つ目のポイントといたしまして、報告書（案）における裁判所による第三者意見募集制度に関する対応についての御意見を2つ紹介させていただきます。

番号43の御意見でございますように、弁理士が第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、相談業務を弁理士の業務として規定することが適当であるとする点には、弁護士法72条の趣旨に照らして慎重な検討が必要であること、現時点では弁理士法を改正する立法事実が存在するかどうか不明であること、法改正によって弁理士の業務範囲を超えた相談が行われる可能性があることから、現時点においては賛成することができないとの御意見を頂戴しております。

まず、立法事実についての御指摘に対する考え方を説明いたします。本小委員会で御審議いただいた結果、意見を提出しようとする第三者が意見の内容を検討するに当たって、知的財産に関する専門家である弁理士の知見の活用も有益であることは、本小委員会の多数意見となっております。

一方で、弁理士が業として第三者意見募集制度における意見の内容に関する相談に応じることが、弁護士法第72条に違反する可能性があるため、第三者による弁理士の知見の円滑な活用が阻害される事態が生じるおそれがあります。このような事態を避けるため、弁理士が第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、第三者意見募集制度の導入に合わせて、相談業務を弁理士の業務として規定しておくことが必要であると考えております。

次に、弁理士の業務範囲を超えた相談が行われる可能性があるとの御指摘につきましては、まず、弁理士が応じることができる相談業務の範囲を弁理士法において適切に規定する方向でしっかりと対応を進めてまいりたいと存じます。

また、御指摘いただきましたように、弁理士法において適切な業務範囲が規定されたとしても、意見募集の対象となる事項によっては、相談する側にとって業務範囲の誤解が生じ、弁理士が本来取り扱うべきではない法領域や紛争等に関わる相談が弁理士に寄せられる場合もあり得ると考えられますので、弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲をコメントなどでも説明していきたいと考えております。

加えて、弁理士に対しては、取り扱うべきでない内容の相談が寄せられた場合に、弁護士等の他専門家を紹介するなど適切な対応をとらなければならないことを研修等により周

知することも必要であると考えております。この点は、報告書（案）の第56ページに追記いたしました。

なお、修正後の報告書（案）では、改ページが入った関係で追記箇所は第57ページに記載されております。

次に、2つ目の御意見を紹介させていただきます。番号44の御意見でございますように、第三者の立場から、専門的知見に基づいた意見書を弁理士が作成することについて、通常では紛争の内容に介入することはないようにも考えられるが、相談を通じて、紛争の内容にまで介入することになると、非弁・非司の問題が生じる恐れがあるため、新たな相談業務を規定する場合には、弁理士法4条3項ただし書きと同旨の規定をすべきとの御意見を頂戴しております。

この御意見に対する考え方を説明いたします。今般、弁理士の業務として規定する業務は、第三者意見募集制度における意見の内容に関する相談に応じる業務であり、意見書の作成は含まれておりません。

また、この相談業務は、弁護士法第72条の例外として弁理士法第4条第2項に規定する方針であるため、弁理士法第4条第3項ただし書きのような規定を設ける必要はないと考えております。

ただし、先ほどの番号43の御意見に対する考え方と同様に、相談を通じて紛争の内容にまで介入することがないよう、弁理士が応じることができる相談業務の範囲を弁理士法において適切に規定するとともに、相談業務の範囲について周知することが必要であると考えております。

次に、御意見を踏まえて資料2「弁理士制度小委員会報告書（案）」を修正いたしましたので、修正内容について簡単に御説明させていただきます。

1つ目の修正として、資料1において1つ目のポイントとして紹介いたしました報告書（案）の表記に関する御意見に沿って、複数の形式的な修正を行っております。

2つ目の修正として、先ほどの番号43と44の御意見を踏まえ、報告書（案）の第56ページから始まります「第4章 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応」の記載を修正いたしました。赤字の部分が番号43と44の御意見を踏まえた修正・追記箇所となっております。

まず、アップル対サムスン訴訟が複数の法領域にわたる問題を含んだ特許権侵害事案である点を明記いたしました。

次に、第三者意見募集制度で想定される具体的な諮問事項は、複数の法領域にわたる問題であることからすると、弁理士のみ関与だけでなく、弁護士関与が必要であるという意見を追記いたしました。

最後に、弁理士が取り扱うことが適切な相談業務の範囲について周知することが必要であることも追記いたしました。

資料1、2に関する事務局からの説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に移ります。

既に委員の皆様には、提出された意見の内容とそれに対する考え方、報告書（案）を事前に御確認いただいていると存じます。現状の案におおむね問題はないという認識でおりますが、この場において特に発言しておきたいという方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでございましょう。

特にいらっしゃらないようでございますので、順番に委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。

今日はトップバッター、あいうえお順で青木先生からお願いいたします。青木委員、いかがでございましょうか。

○青木委員 今御説明いただいた限りでは、私としてはよろしいかなというふうに拝察しております。一度既に議論した話に加えまして、御指摘の点について整理されたかなというところかと思えます。ただ、運用してみても恐らくまた改善点などいろいろ出てくると思えますので、不断の検証も必要かなというところかと拝察しました。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

次に、蘆立委員、いかがでございましょうか。

○蘆立委員 私も、御提案いただきました報告書の修正案につきましては異存ございません。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

伊東委員、いかがでございましょう。

○伊東委員 私も、おおむねこの内容で特に異存はございません。

第三者意見募集に関しましていろいろと修正していただいた点も、おおむねこれでいい

かと思えます。ただ個人的にユーザーの立場で言わせていただくとすれば、報告書にもちよっと書かれているのですけれども、相談に加えて意見書というところに関しても、ある程度ユーザーの選択できる範囲もあったほうがいいのではないかというふうには思いますが、その辺もちろん書かれていますので、報告書としてはこれでよろしいかなと思えます。

○井上委員長 ありがとうございます。

相良委員、いかがでございましょうか。

○相良委員 第三者意見募集に関する点について日弁連から意見書が出ていて、それに対応していただいたと理解しております。基本的に私個人としても日弁連の意見書に沿った意見でありましたので、今回報告書（案）である程度御対応いただいたことについて、感謝申し上げます。

少しだけ補足させていただけるならば、立法事実のあるなしというところに関しては、例えば、アップル・サムスンの件で意見募集があつて、実際に弁理士さんに意見を御相談された事例があります、ということであつたのですけれども、このときの意見募集の内容というのが、FRAND 宣言がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか、という内容であつたのですね。その論点というのは、確かに特許による差止請求権ということがテーマになっているわけで、当然特許の問題ではあるわけですが、実際にそういった案件に対してどう応えるかというところに関しては、報告書（案）に加筆していただいたとおり、民法とか民訴法とか独占禁止法とか、そういったさまざまな法分野が関係してきます。だから、これをぱっと見て、あ、特許に関するものだ、じゃあ弁理士の先生に相談しようといって、この問いかけをぽんと投げかけて、弁理士さんがこれにきちんと応えようとする、いろいろな法分野についての知識が求められてくるわけです。そのようなことになったときに、ユーザーサイドにしても弁理士サイドにしても、弁理士がどこまで対応できるのか、というところが分からなくなってしまうんじゃないか。そういうことを弁護士としてはすごく懸念して、意見書としては、現段階ではちょっと賛成できませんということになっていたわけです。

今回、それでも法改正をしますということなのであれば、そこが少なくとも明確になるように、対応可能な内容に一定の限界がありますよ、ということが明確になるようにしていただくことは絶対に必要だというのが、日弁連サイドとしても、私個人的にもそう考えておりました。ユーザーサイドにしても弁理士の先生方にしても、そこが明らかに限定されるということはとても大事なところであろうと思えますし、これは既に報告書（案）に

書いていただいていますけれども、コンメンタールなどできちんとかみ砕いて、どういふ分野に限られますよということを丁寧に説明していただくことが非常に重要になると考えます。相談に行かれるユーザーの人に、そういったことを理解していただくことは必要ですし、対応される弁理士の先生方におかれても、そこを御自身で理解した上で御対応いただかないといけないと思います。結局、やってくださいよ、法律にはアミカスブリーフに対応できると書いてありますよね、とユーザーサイドから頼まれた内容が、特許法以外のことまでどうしても考えなきゃいけないような内容のときに、弁理士もアミカスブリーフに対応できると書いてあるからやっちゃっていいんだな、というような理解にならないように、限界を明確にすることがとても大事になってくると思っております。

そういう意味で、法改正がなされるのであれば、その際の説明というのをものすごく丁寧にさせていただきたいですし、コンメンタール等の対外的な説明においても、ちょこちょこっと小さい文字で書くとかではなくて、きちんと明確に、対応できる内容に限界がありますよ、ということを注意喚起していただきたいと考えております。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

相良委員には、当初予定になった第三者意見募集の論点について、日弁連でいろいろ御調整もいただいたかと思いますが、ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたように、日弁連の御意見を受けて報告書も適宜修正させていただいたということ、法文に書き込むだけでなく、誤解を生むことのないよう手だてを講じていくといったことも書き込まれております。何とかこれでお認めいただければと考えております。この点、日本弁理士会でどういふ取組をされるかということも含め、後ほど清水委員に伺おうと思っております。相良委員、ありがとうございます。

それでは、次に櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 櫻井でございます。この小委員会の報告書（案）につきましては、修正案もすごくいいと思いますので、このまま修正なしでやっていいと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員 ありがとうございます。清水でございます。私も、この報告書（案）で取りまとめられました弁理士制度見直しの方向性に賛成いたします。

私どもは第15回弁理士制度小委員会におきまして、弁理士制度の見直しに関しまして、農林水産知財業務を弁理士の業務とすること、一人法人制度を導入すること、法人名称を弁理士法人とすること、この3つを提案させていただきました。そして今般おまとめいただきました報告書（案）では、これらの3つの項目全てに前向きな結論をいただいております。日本弁理士会を代表して、ありがたく感謝申し上げます。

また、中小企業の方々や農林水産事業者の方々の活力を高めることの重要性についても、日々痛感しているところでございます。この報告書（案）で取りまとめていただきました方向性に沿って、日本弁理士会としてさまざまな取組を進めていく所存でございます。できることからどんどんやっけていこうと考えておりまして、例えば、農林水産事業関係者をターゲットとしました特設サイトを1月25日に開設しましたことを御報告いたします。

報告書（案）につきましては以上でございます。

○井上委員長 ありがとうございます

それでは、高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 ありがとうございます。高倉でございます。私も他の委員と同様に、特に異論はございません。

特に弁護士法72条との関係は大丈夫かという御心配、御懸念が出てくるというのは十分理解できますが、非常に上手な調整が行われているようですので、この調整に当たった関係者の皆様方のこれまでの調整努力に大変敬意を持っております。

ただ、今後実施に当たっては、ほかの委員の方から御指摘もあったように、弁理士は何ができるか、何ができないかということを確認にし、その旨、関連する弁理士の方々に十分説明をし、もしスタートした後に何かさまざまなトラブルが出てくるようであれば、また適宜見直しをしていくというような注意深い対応をしていくことが大事ではないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、南委員お願いいたします。

○南委員 南です。いくつか御意見をいただいておりますが、全てこれまで委員会の中で議論した内容だと思いますので、この報告書（案）の結論において修正する必要はないのではないかなというふうに思っております。

ただ第三者意見募集については、前回、相良委員のほうから御懸念が表明されましたし、

今回、日弁連のほうからもいくつか御指摘がございました。特許庁の事務局のほうで修正案をつくっていただきました。この内容で、十分それらの懸念を払拭するような内容になっているのではないかというふうに思っております。この改正法が成立した場合には、修正案に書かれているようなコンメンタールを特許庁において作成していただけるとのことですし、あるいは従前の例に従えば、弁理士会さんのほうで改正法についての必須の研修が開催されるかと思えます。ぜひそのような場を通じて丁寧な御説明をいただいて、弁護士業の皆さんの御懸念を払拭するような取組をしていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

皆様方から、ただいま御意見を頂戴いたしました。伊東委員からは、第三者意見募集に関しまして、相談以上のことも弁理士にお願いしたいというユーザーの声もあるという御意見をいただきましたが、他方で相良委員その他先生方からありましたように、日弁連をはじめとして弁護士業、士業との関係を懸念する声もありました。先ほど申しましたように、報告書（案）では弁理士が相談を受けることのできる範囲について明確にする措置を講ずること、そして弁理士に相談が寄せられた場合、弁護士等の他の専門家を適宜紹介するようなこともするというふうな記載もございますので、そういった形でユーザーの利便性を確保しつつ士業の間関係の調整もできるのではなかろうかと思っております。

日本弁理士会のほうから、この点につきまして何かございましたら御意見賜りたく存じます。清水委員、いかがでございましょうか。

○清水委員 ありがとうございます。また、相良委員、貴重な御意見、また御理解、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

弁理士会といたしましては、いろいろな懸念事項も理解しておりますので、法改正の暁には、研修等を通して会員に周知していくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

清水委員からもそのようにお約束いただきましたので、今後の取組については、青木委員におっしゃっていただいたように、不断の見直しということをしていければと存じます。ありがとうございました。

それでは、いくつか御意見いただきましたけれども、意見に対する考え方や報告書（案）

について、修正の必要ありという御意見はございませんでしたので、皆様の御了承を得られた、御了解を得られたものと考えておりますが、それによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、異議なしというお声をいただきましたので、今回の内容で報告書の公表を行いたいと思います。事務局からは、次週2月8日月曜日に公表の予定と伺っております。

なお、公表に当たっては、軽微な訂正等が発生した場合には、委員長の私に御一任いただければと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、御異議なしということでございますので、以上をもちまして、本小委員会の報告書の取りまとめに関する議論を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、弁理士制度の在り方について大変有益な御議論を積極的に重ねていただきまして、誠にありがとうございます。

では、報告書の取りまとめに当たって、日本弁理士会の清水委員より一言御挨拶いただきたいと存じます。

○清水委員 井上委員長、発言の機会を与您いただきましてありがとうございます。

まず、弁理士制度の検討に井上委員長はじめ委員の皆様、特許庁の皆様の貴重なお時間をいただきましたこと、そしてまた、このすばらしい報告書をまとめていただきましたこと、心より御礼申し上げます。

この弁理士制度小委員会では、我が国の重要施策として掲げられています中小企業や農林水産分野への対応、相談しやすい環境の整備といった課題について特に御検討いただき、たくさんのお助言を頂戴いたしました。そして報告書においては、我々弁理士や日本弁理士会が今後なすべき事項についての御提言をいくつもお示しいただきました。このウィズ・コロナと呼ばれる時代におきまして、社会は急速に変化いたしました。近い将来訪れるアフター・コロナの時代におきましても変化を続けるというふうに思っております。このような中で、我々弁理士も日々変わっていかねばならないというふうに考えております。

この報告書は、そのための羅針盤となるのではないかとこのように考えております。こ

のコロナ禍で、まだまだ日本経済も先が見通せない状況ではありますが、この報告書に示された方向性に沿って、我々弁理士や日本弁理士会は我が国の経済・産業の発展に貢献してまいり所存でございます。

そのために、まず報告書でもお示しいただきましたとおり、ユーザーの皆様から寄せられている期待、我々が果たすべき社会的使命を改めて認識しまして、その上で、もっと我々を御活用いただくための環境整備、そして不断の自己研鑽に励んでまいり所存でございます。引き続き、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○井上委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、特許庁を代表して小見山総務部長より御挨拶いただきたく存じます。

○小見山総務部長 ありがとうございます。特許庁総務部長の小見山でございます。長官の糟谷が国会関連の業務で離席しておりますので、代理して御挨拶申し上げます。

昨年10月以降、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、弁理士制度の見直しにつきまして活発な御議論をいただきましたことを心から感謝申し上げます。また、円滑な議事進行をいただきました井上委員長にも厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

中小企業や農林水産事業者による知的財産の活用を促進するためには、知的財産に関する専門家である弁理士の方々の御協力が欠かせません。今般の小委員会にて示された弁理士への期待を踏まえて、弁理士の皆様には一層の能力研鑽に励んでいただくとともに、日本弁理士会には、ユーザーが相談しやすい環境の整備や他機関との連携をさらに進めていただきたいと考えております。

私たち特許庁としても、今般の報告書において示されました農林水産知財業務の弁理士業務への追加など弁理士法の改正が必要となる事項につきましては、国会で御審議いただけるよう速やかに準備してまいります。加えて中小企業や農林水産事業者の支援機関なども日本弁理士会との連携が促進されるよう、特許庁としても引き続き関係各所に働きかけてまいりたいと考えております。

改めまして皆様の貴重なお時間を割いて御審議いただいたことに御礼を申し上げますとともに、今後とも、弁理士制度をはじめとする知的財産行政に対して御理解、御協力を賜りますと幸いです。この度はどうもありがとうございました。今後ともどうぞよ

ろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に私からも一言申し上げたいと思います。

改正弁理士法の5年後見直しのため、昨年秋以来4回にわたり小委員会を開催してまいりましたが、委員の皆様には、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。皆様のおかげで、中小企業への対応、農林水産分野への対応、相談しやすい環境の整備、そして裁判所による第三者意見募集制度に関する対応のそれぞれについて、知的財産の専門家である弁理士が、我が国の知財制度、産業の発展に一層の貢献をいただけるような方向で報告書をまとめることができました。厚く御礼申し上げます。

このうち第三者意見募集制度への弁理士の関与の在り方については、当初予定されていなかった論点であり、委員の皆様にもさまざまな御意見があるところ、調整の上、最終的に今回の報告書のような形でまとめさせていただきました。パブコメでいただいた御意見も併せ見まして、弁理士の業務追加については他の士業から高い関心が寄せられていることを改めて痛感いたしました。これを契機に日本弁理士会には、他の士業との対話と連携をさらに促進し、ウィン・ウィンな関係の構築に取り組んでいただきたいと思います。

現在特許庁では、糟谷長官の下で、庁のミッション、ビジョン、バリューの再定義の検討を進められていると伺っております。庁のビジョンについて、「新しい時代の知財エコシステムをユーザーと共に実現し、世界の未来を拓く「知」のインキュベーターになる」という案がまとまりつつあるとも伺っているところでございます。知財の専門家である弁理士は、言うまでもなく知財エコシステムの重要な担い手ではありますが、弁理士ばかりでなく、弁護士その他の士業、金融機関、自治体などがそれぞれの強みを生かし、互いに連携することで、全体として知財ユーザーへの付加価値の高いサービスを提供できるものと考えております。

前回の改正で加わったデータ関係のもの、標準化戦略、そして今回の農水知財と、弁理士が知財の専門家として関わる領域が広がるとともに、他の士業との調整が必要になる場面も増えてまいります。立場、立場で時に見解の異なるところもあろうと思いますが、イノベーションを加速する知財エコシステムの実現という大きな目的のために、異なるステークホルダーの間での対話と連携がこれまで以上に深まることを期待しております。そして特許庁には、「知」のインキュベーターとして対話と連携を促す調整機能を担っていただきたいと考えております。この報告書が、そういった新たなビジョンを実現する上での一

歩になるものと期待しています。

これもちまして本日の審議を終了し、産業構造審議会知的財産分科会第18回弁理士制度小委員会を閉会いたします。皆様、長い間御審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。

3. 閉 会